

令和7年度 東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証

委員会の報告書を受けて講じた新たな措置

(政府事故調独自の提言事項関連)

目 次

1.	本フォローアップ結果の位置付け	1
2.	政府が講じた措置	3

1. 本フォローアップ結果の位置付け

「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会の開催について」（平成 23 年 5 月 24 日閣議決定）に基づき設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会（以下「政府事故調」という。）は、東京電力福島原子力発電所事故の調査、検証及び提言を行うことを目的として平成 23 年 5 月 24 日に発足し、平成 23 年 12 月 26 日の第 6 回委員会において中間報告の取りまとめを行い、平成 24 年 7 月 23 日の第 13 回委員会において最終報告の取りまとめを行った。

中間報告及び最終報告には、東京電力福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所における事故の原因及び当該事故による被害の原因究明等の調査・検証結果のほか、当該事故による被害の拡大防止及び同種事故の再発防止等に関する政策提言が盛り込まれており、政府は、関係省庁・関係部局の取組状況を把握し、その状況を取りまとめて公表するなど、確実なフォローアップをすることが求められている（表 1）。

表 1 政府事故調提言抜粋

VI 総括と提言

3 原子力災害の再発防止及び被害軽減のための提言

当委員会の提言は、いずれも迅速かつ確実に実現を図ることが重要であることから、政府においては、関係省庁・関係部局に提言の反映や実施に向けた具体化を指示するとともに、関係省庁・関係部局の取組状況を把握し、その状況を取りまとめて公表するなど、確実なフォローアップをすることを求めたい。

そのため、毎年度、関係白書等の記述を参考としながら、政府が講じた措置を関係省庁において取りまとめ、内閣府において政府事故調のフォローアップ報告書を公表してきたところ。

他方、政府は、国会法に基づき、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置（いわゆる「国会事故調フォローアップ報告書」）の作成を義務づけられており、毎年度、報告書を作成して国会に提出している。

国会事故調フォローアップ報告書と政府事故調フォローアップ報告書は、構成は異なるものの、東京電力福島原子力発電所事故の反省・教訓を踏まえた政府の取組を記述するものであるため、両報告書の間で重複した記述も多い。そのため、国会事故調に含まれず政府事故調を受けて講じられた措置やその進捗がわかりにくい記載となっている。

このような状況を踏まえ、政府事故調フォローアップ報告書については、毎年度、全体版の報告書の掲載を行う代わりに、国会事故調の提言には含まれて

いない政府事故調報告書独自の提言事項に関して政府の取組に進展があった場合に当該取組を報告することとしている。なお、該当する政府事故調の提言は表2のとおりである。

引き続き、政府としては、東京電力福島原子力発電所事故の反省・教訓を踏まえた取組を確実に実施していくこととしており、取組状況の定期的な公表は、国会事故調フォローアップ報告書及び上記の掲載で対応することとする。

表2 政府事故調フォローアップ報告書において独自に記載している取組

提言（1）安全対策・防災対策の基本的視点に関するもの

4. 防災計画に新しい知見を取り入れることに関する提言

- 南海トラフ巨大地震への対応
- 首都直下地震等への対応
- 地震調査研究の推進

提言（4）被害の防止・軽減策に関するもの

8. 諸外国との情報共有や諸外国からの支援受入れに関する提言

- 諸外国との情報共有の体制整備
- 諸外国からの支援受け入れの体制整備

提言（7）継続的な原因解明・被害調査に関するもの

2. 被害の全容を明らかにする調査の実施に関する提言

- 住民等の避難の実態に関する調査
- 記録の収集・保存・公開等
- 震災関連死に関する調査

2. 政府が講じた措置

提言（１）安全対策・防災対策の基本的視点に関するもの

提言（１）４．防災計画に新しい知見を取り入れることに関する提言

- ① 地震についての科学的知見はいまだ不十分なものであり、研究成果を逐次取り入れて防災対策に生かしていかなければならない。換言すれば、ある時点までの知見で決められた方針を長期間にわたって引きずり続けることなく、地震・津波の学問研究の進展に敏感に対応し、新しい重要な知見が登場した場合には、適時必要な見直しや修正を行うことが必要である。

（首都直下地震への対応）

首都直下地震については、内閣府に設置した首都直下地震モデル検討会において、最新の科学的知見に基づき、首都直下における地震・津波像を検討し、中央防災会議・防災対策推進検討会議の下に設置した「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」において、平成 25 年 12 月に被害想定及び最終報告を取りまとめた。また、同年 11 月に制定され、同年 12 月に施行された首都直下地震対策特別措置法（平成 25 年法律第 88 号）に基づき、平成 26 年 3 月に、上記最終報告等を踏まえた首都直下地震緊急対策推進基本計画を作成した。さらに、平成 27 年 3 月には、首都直下地震緊急対策推進基本計画の中で、今後 10 年間で達成すべき減災目標及びその達成のための具体的な施策を定めた。

令和 6 年 3 月に基本計画の策定から 10 年を迎えることを踏まえ、令和 5 年 12 月に中央防災会議防災対策実行会議の下に設置された「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」及び令和 6 年 8 月に内閣府に設置された「首都直下地震モデル・被害想定手法検討会」において、東京圏を取り巻く状況の変化や、状況の変化が首都直下地震後の社会に及ぼす影響について検討を行うとともに、これまでの防災対策の進捗状況や、平成 28 年熊本地震や令和 6 年能登半島地震の教訓等も踏まえ、新たな被害想定について検討され、新たな首都直下地震対策の基本的な考え方等について、令和 7 年 12 月に報告書が取りまとめられた。

（南海トラフ巨大地震への対応）

南海トラフ巨大地震については、内閣府に設置した南海トラフの巨大地震モデル検討会において、最新の科学的知見に基づき、南海トラフにおける最大クラスの地震・津波像を検討し、中央防災会議防災対策推進検討会議の下に設置した

「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」において、平成 25 年 5 月 28 日に最終報告を取りまとめた。また、同年 11 月に改正され、同年 12 月に施行された南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）に基づき、平成 26 年 3 月には、上記最終報告等を踏まえた南海トラフ地震防災対策推進基本計画を作成した。

令和元年 5 月には、南海トラフ地震防災対策推進基本計画を変更し、南海トラフ地震の発生可能性が相対的に高まったと評価された場合の防災対応等を盛り込んだ。

令和 6 年 3 月に基本計画の策定から 10 年を迎えることを踏まえ、令和 5 年 2 月に内閣府に設置された「南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会」及び同年 3 月に中央防災会議防災対策実行会議の下に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」において、近年の社会変化や自然災害等の特徴を踏まえた被害想定の見直しや新たな防災対策が検討され、令和 7 年 3 月に報告書が取りまとめられた。

そして、この南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループの報告を受け、令和 7 年 7 月には、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」を変更した。

＜関連白書等：防災白書＞

提言（１）安全対策・防災対策の基本的視点に関するもの

提言（１）４．防災計画に新しい知見を取り入れることに関する提言

② 発生確率が低いかあるいは不明という理由により、財源等の制約からある地域が防災対策の強化対象から外されていた場合、万一、大地震・大津波が発生すると被害は非常に大きくなると考えられる。行政は、少数であっても地震研究者が危険性を指摘する特定の領域や、例えば津波堆積物のような古い時代に大地震・大津波が発生した形跡がある領域については、地震の実態解明を急ぐための研究プロジェクトを立ち上げるとか、関係地域に情報を開示して、行政、住民、専門家が一体となって万一に備える新しい発想の防災計画を策定する等の取組をすべきである。

（地震調査研究の推進）

東日本大震災を踏まえ、政府の 10 年間の地震調査研究の方針である「新たな地震調査研究の推進について」（平成 21 年 4 月 21 日地震調査研究推進本部）を見直し、中央防災会議の議論を経た上で、平成 24 年 9 月 6 日に改訂した。同方針では、「東北地方太平洋沖地震の影響により、震源域周辺での津波を伴う規模の大きい誘発地震が発生する可能性も懸念されており、これらの地震・津波などについても調査観測を推進する。なお、これらの地域以外においても、大きな被害を及ぼす地震及び津波が発生する可能性があることを常に念頭に置いて調査観測を推進し、知見を蓄積していく必要がある」等とされている。

これを受けて、平成 25 年度より、①地震発生の可能性が指摘されており、関係地方公共団体から調査実施の要望があるとともに、調査不足域となっている日本海側における地震・津波の調査研究、②過去大津波発生の痕跡があり、調査が進められていない南西諸島における地震・津波の調査研究を実施した。また、事業を進める中で得られた新たな知見を活用して、地方公共団体における防災計画や復旧・復興計画の策定に活用するため、行政、住民、専門家が一体となって防災対策等を検討する地域の説明会や研究会等を開催してきた。令和 3 年度は、これらの調査研究によって得られた知見も踏まえ、地震調査研究推進本部の地震調査委員会において、「日本海南西部の海域活断層の長期評価」を公表するとともに、「日向灘及び南西諸島海溝周辺の地震活動の長期評価」を改訂した。令和 7 年度は、「南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）」の一部を改訂した。

また、令和 6 年 1 月 1 日の能登半島地震の発生を受け、速やかに防災対策にも利活用できるよう、内陸で発生する地震及び海域活断層の長期評価について、公表可能な結果を早期に公表していく方針を決定し、同年 8 月には地震調査研究推進本部の地震調査委員会において、「日本海側の海域活断層の長期評価―兵庫

県北方沖～新潟県上越地方沖―（令和６年８月版）」として、活断層の位置・形状やそこで発生する地震の規模に関する情報等を公表した。令和７年度には確率の評価も含む「日本海中部の海域活断層の長期評価―近畿地域・北陸地域北方沖―」を公表した。

＜関連白書等：防災白書、文部科学白書＞